



日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
<p>■市民課窓口延長取扱業務(18:15 まで) 住民票の写しおよび戸籍関係証明書(広域交付を除く)・税関係証明書(申告が終了しているもの)・印鑑証明書の交付、印鑑登録業務、住民異動届、マイナンバーカード業務、パスポートの交付など ☎市民課 ☎ 65-1232</p>		<p>1 集団健診(新居浜公民館) 集団健診(浮島公民館) 移動市役所(大生院公民館)</p>	<p>2</p>	<p>3 市民課窓口延長</p>	<p>4 移動市役所(旧大島公民館付近広場) 集団健診(保健センター)</p>	<p>5</p>
<p>6</p>	<p>7 出張健康相談(P15)</p>	<p>8 一日人間ドック(市医師会館) 移動市役所(神郷公民館)</p>	<p>9 一日人間ドック(市医師会館) 集団健診(船木公民館)</p>	<p>10 市民課窓口延長</p>	<p>11 移動市役所(旧大島公民館付近広場) 集団健診(保健センター) 人権のつどい日(P26)</p>	<p>12 マイナンバーカード 休日窓口</p>
<p>13 集団健診(保健センター) 県議会議員補欠選挙</p>	<p>14</p>	<p>15 一日人間ドック(市医師会館) 移動市役所(角野公民館)</p>	<p>16</p>	<p>17 市民課窓口延長</p>	<p>18 移動市役所(旧大島公民館付近広場)</p>	<p>19</p>
<p>20 参議院議員通常選挙</p>	<p>21 海の日</p>	<p>22 一日人間ドック(市医師会館) 集団健診(高津公民館) 移動市役所(多喜浜公民館)</p>	<p>23</p>	<p>24 市民課窓口延長</p>	<p>25 移動市役所(旧大島公民館付近広場) 集団健診(保健センター)</p>	<p>26</p>
<p>27 百縁笑点街 & さん産直市</p>	<p>28 出張健康相談(P15)</p>	<p>29 移動市役所(泉川公民館)</p>	<p>30</p>	<p>31 市民課窓口延長</p>	<p>■マイナンバーカード休日窓口(8:30~12:00) ※出入り口は、庁舎北側および南側 ■移動市役所(10:00~11:30 ※大島のみ 11:15~12:45) 車両で住民票の写し・印鑑証明書などの交付、マイナンバーカードの申請サポート(写真撮影)など ☎市民課 ☎ 65-1232</p>	

*一日人間ドック(対象:40歳以上でドックの機会がない人、料金:13,000円、問い合わせ・申し込み:市医師会 ☎ 33-2641 [要予約])

外科の休日診療カレンダー 診療時間(9:00~17:00)

※休憩時間は各医療機関によって異なりますので受診前にご確認ください。

6日(日)	はやし外科クリニック	萩生	☎ 41-0801
13日(日)	すみ整形外科リハビリ科	土橋	☎ 66-1201
20日(日)	宮下整形外科内科	松神子	☎ 45-3833
21日(月)	みやはら腎泌尿器科クリニック	八幡	☎ 35-1235
27日(日)	矢野整形外科医院	郷	☎ 67-1753

※医療機関が急に変更になる場合があります。

▶急な病気やけがで困った時は愛媛救急電話相談「# 7119」
※ダイヤル回線、IP電話の場合は089-909-9935

内科・小児科

診療時間	(内科・小児科) (月)~(土) 20:00~23:00 (日)・(祝) 9:00~17:00 ※上記時間帯は小児科医がいない場合もあります。電話にてお問い合わせください。
	(東予東部3市子ども急患センター) (月)~(土) 21:00~翌朝 6:00 (日)・(祝) 18:00~21:00 ※祝日については診療していない日があります。事前に市医師会ホームページでご確認ください。
場所	市医師会内科・小児科急患センター 一宮町 1-13-52 (市役所南側) ☎ 32-5658

※内科・小児科急患センターは、突然急激な症状を発症した患者さんが受診するセンターです。昼間すでに受診した人や、数日前から同じような症状がある人は、翌日医療機関で受診しましょう。

← 24時間年中無休で医師や看護師などの医療従事者から「救急車を呼ぶべきか」「すぐに受診した方がいいのか」などのアドバイスを受けられます。

ごみ休業日

ごみ収集業務、清掃センター、最終処分場
6日(日)・20日(日)・27日(日)

○13日(日)は、施設への自己搬入のみ可能です。
○29日(火)・30日(水)・31日(木)は清掃センターの施設点検のため、燃やすごみ以外は搬入できません。
【施設へのごみ搬入受付時間】
8:30~16:00

大型ごみ受付
☎ 31-5300 開庁日の9:00~14:00
※家電リサイクル法対象品は収集できません。

廃棄物対策課からのお知らせ ☎65-1252

○衣類の回収について

市役所1階ロビーをはじめ、市関係施設に回収ボックスを設置して衣類を回収し、リユース・リサイクルしています。不要となった衣類をご自由にお持ち込みください。
※回収できないもの
布団、座布団、枕、カーテン、ぬいぐるみ、帽子、靴下、手袋、かばん、ベルト